

袋井市農家レストラン設置認定要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地産地消の推進及び農村と都市との交流の促進を図るとともに、市の農業振興に資する施設として、農業振興地域の農用地区域に設置を計画する農家レストランを認定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域をいう。
- (2) 農用地区域 農振法第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。
- (3) 農家レストラン 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第1条第3号に掲げる農業用施設であつて、主として、自己の生産する農畜産物等若しくはその加工品又はこれらを材料として調理されたものの提供の用に供する施設をいう。
- (4) 対象地 次のア及びイに掲げる要件の全てに該当する土地をいう。
 - ア 農家レストランの設置の認定を受けることができる者（以下「対象者」という。）の自己所有地又は対象者が農業振興に資する施設の用途として建物の耐用年数と同期間の賃貸借若しくは使用貸借による権利を有する見込みがある土地であること。
 - イ 農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する農地である場合は、農地転用許可の見込みがあること。

(認定の対象者)

第3条 対象者は、対象地を有する者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 農業者（市内に住所を有し、農地法第52条の2の規定による市の農地台帳に記載されている農地の所有者若しくは借受者の世帯員とする。）
- (2) 農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人

(運営基準等)

第4条 市長は、別表に定める施設の運営基準及び設置条件に基づき、認定を行うものとする。

(認定の申請)

第5条 農家レストランの設置の認定（以下「認定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、農家レストラン設置認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

- (1) 農家レストラン事業計画書（別紙1）
- (2) 第3条に規定する対象者の要件を証する書類の写し
- (3) 法人の登記事項証明書（個人の場合にあつては、運転免許証その他公的機関が発行した証明書）
- (4) 農家レストランの位置図及び付近の見取図、平面図、立面図、排水系統図等
- (5) 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し
- (6) 土地所有者等使用同意書（別紙2）、隣接土地所有者等同意書（別紙3）
- (7) 水質検査結果書（水道水以外の水を使用する場合）
- (8) 提供予定メニュー
- (9) 建築確認申請の完了検査済証の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、申請する対象地の土地所有者（自らが所有する場合を除く。）、隣接土地所有者及びその土地に関して権利を有する者に対し、当該農家レストランの事業計画について説明を行い、同意を得るものとする。

3 市長は、第1項の規定による認定の申請が、別表に定める施設の運営基準及び設置条件並びに関係法令に適合し相当と認めたときは、農家レストラン設置認定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

4 市長は、前項の認定をする場合において、農業振興地域の農地に影響がある等必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第6条 前条第3項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該農家レストランの事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ、農家レストラン事業計画変更認定申請書（様式第3号）に前条第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更申請が、別表に定める施設の運営基準及び設置条件並びに関係法令に適合し相当と認めたときは、農家レストラン事業計画変更認定書（様式第4号）により通

知するものとする。

(名義貸しの禁止)

第7条 認定者は、自己の名義をもって第三者に当該認定に係る事業を行わせてはならない。

(認定者の責務)

第8条 認定者は、農家レストランについて適正に維持管理するとともに、給水、排水、換気その他衛生上必要な処置を講じるものとする。

2 認定者は、その認定を受けた農家レストランに係る苦情又は紛争について、誠意をもって、その解決に当たらなければならない。

(実績報告)

第9条 認定者は、毎年1月1日から12月31日までの間の実績について、翌年3月31日までに農家レストラン実績報告書(様式第5号)により市長に報告するものとする。

(運営状況の確認)

第10条 市長は、農家レストランの運営状況について確認が必要と認めるときは認定者に対して、農家レストランに関わる帳簿、書類等の提出を求めることができる。

(廃業の届出)

第11条 認定者は農家レストランを廃業したときは、速やかに農家レストラン廃業届(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(認定の取消し)

第12条 市長は、認定者がこの告示の規定に違反したときは、当該認定を取り消すものとする。ただし、災害、天候不順等認定者の責めによらない理由による場合を除く。

2 認定者が、前条の規定により廃業届を提出したとき又は前項の規定により認定を取り消されたときは、速やかに第5条第3項に規定する認定書を市長に返還しなければならない。

3 認定者が、前条の規定により廃業したとき又は第1項の規定により認定を取り消されたときは、関係法令に基づいて、その土地を適正に利用するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	内容
施設の運営基準	<p>次のいずれかに該当する施設であること。ただし、遊興飲食させる施設、深夜営業を常態とする施設を除く。</p> <p>(1) 農畜産物又は加工品を提供する施設であつて、提供する農畜産物及び加工品のうち農業者等（第3条第1号の農業者及び同条第2号の農地所有適格法人をいう。以下同じ。）自らの生産する農畜産物等及びその加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの。</p> <p>(2) 農畜産物又は加工品を材料として調理されたものを提供する施設であつて、材料のうち農業者等自らの生産する農畜産物等及びその加工品の割合が量的又は金額的に5割以上を占めるもの。</p>
施設の設置条件	<p>次に掲げる設置条件の全てに該当すること。</p> <p>(1) 農家レストランとして利用する敷地面積（駐車場を含む。）が事業計画の規模からみて適正であること。</p> <p>(2) 駐車場は、施設に併設して設置するものとし、規模に見合った適正な台数を確保すること。</p> <p>(3) 建築物の新築、改築又は増築に係る部分の床面積の合計又は築造面積が90平方メートルを超える場合は、農振法第15条の2に規定する農用区域内における開発行為の許可を受けること。ただし、農地法第4条第1項又は第5条第1項の許可に係る土地をその許可に係る目的に供するために行う行為については、この限りでない。</p> <p>(4) 給水の水源は、原則として公益水道によるものとする。ただし、やむを得ず井戸水とする場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による基準を満たす水質であること。</p> <p>(5) 下水道供用開始区域外において排水を浄化槽で対応する場合は、適正に放流先が確保されていること。</p> <p>(6) 周囲の景観と調和するように配慮されていること。</p> <p>(7) 関係法令における許認可等の見込みがあること。</p>

農家レストラン設置認定申請書

年 月 日

袋井市長

(申請者)

住 所

氏 名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

担当者名

電話番号

袋井市農家レストラン設置認定要綱第5条第1項の規定により、農家レストランの事業計画について、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

添付書類

- 1 農家レストラン事業計画書（別紙1）
- 2 第3条に規定する対象者の要件を証する書類の写し
- 3 法人の登記事項証明書（個人の場合にあつては、運転免許証その他公的機関が発行した証明書）
- 4 農家レストランの位置図及び付近の見取図、平面図、立面図、排水系統図等
- 5 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し
- 6 土地所有者等使用同意書（別紙2）、隣接土地所有者等同意書（別紙3）
- 7 水質検査結果書（水道水以外の水を使用する場合）
- 8 提供予定メニュー
- 9 建築確認申請の完了検査済証の写し
- 10 その他（ ）

別紙1 (第5条関係)

農家レストラン事業計画書

1 施設の概要

レストラン名称 (仮称)				
所在地	袋井市			
申請地面積	m ²	レストラン敷地面積	m ²	
申請地地番 (注) 足りない場合は 別紙に記入 すること。	土地の表示 (町名、地番)	地目	地積	所有者以外の権利種類
			m ²	
			m ²	
			m ²	
			m ²	
	合計	筆		m ²
工期	着工予定年月日	年 月 日		
	竣工予定年月日	年 月 日		
	開設予定年月日	年 月 日		
駐車場台数	大型 台、乗用車 台			
営業時間 ・ 休日	午前 時から 午後 時まで			

2 年間計画（使用する農産物）

(1) 自己の生産する農畜産物等又はその加工品

主 た る 材 料	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
		自己		
		自己		
		自己		
		自己		
		自己		
		自己		
合 計			①	②

(2) (1) 以外のもの（市内・市外で生産又は加工されたもの）

主 た る 材 料	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
		市内・市外		
		市内・市外		
		市内・市外		
		市内・市外		
合 計			③	④

(3) 材料使用割合

自己の生産する農畜産物等又はその加工品の使用割合（量） (① / (① + ③) × 100)	⑤	%
自己の生産する農畜産物等又はその加工品の使用割合（金額） (② / (② + ④) × 100)	⑥	%

(注) 上記の量 (⑤) 又は金額 (⑥) が50%以上となること。

別紙2（第5条関係）

土地所有者等使用同意書

農家レストラン認定申請者（ ）が実施する事業については、異議がないので、次の土地の使用について同意します。

また、同意の前提として、農家レストラン認定申請者から、 年 月 日に事業計画の説明を受け、その内容を確認しました。

年 月 日

土地所有者（権利者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

1 農家レストラン認定申請者の氏名又は名称（法人にあっては代表者氏名）

2 所在地

3 土地使用の承諾期間

年 月 日～ 年 月 日

4 土地の一覧

所在地及び地番	地目	地積	適用

（注）所有権以外の権利を有する者の土地がある場合は、適用に権利の種類を明記すること。

別紙3（第5条関係）

隣接土地所有者等同意書

農家レストラン認定申請者あて

隣接土地所有者・耕作者

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

電話番号

農家レストランについて、事業計画に基づき事業を実施することに同意します。

1 農家レストラン認定申請者の氏名又は名称（法人にあつては代表者氏名）

2 所在地

3 土地の一覧

所在地及び地番	地目	地積	備考

農家レストラン設置認定書

第 号
年 月 日

様

袋井市長

年 月 日付けで認定申請のあった次のレストランについて、袋井市農家
レストラン設置認定要綱第5条第3項の規定により、認定します。

レストラン名称			
所在地	袋井市		
事業区域面積	m ²	レストラン敷地面積	m ²
駐車場台数	大型 台、乗用車 台		
営業時間	午前 時から 午後 時まで		
認定の条件 ・関係法令を遵守すること。			

農家レストラン事業計画変更認定申請書

年 月 日

袋井市長

（申請者）

住 所

氏 名

（法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

担当者名

電話番号

袋井市農家レストラン設置認定要綱第6条第1項の規定により、事業計画の変更について認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて次のとおり申請します。

変更する内容

項 目	変 更 前	変 更 後

添付書類（変更する該当箇所のみ提出すること。）

- 1 農家レストラン事業計画書（別紙1）
- 2 第3条に規定する対象者の要件を証する書類の写し
- 3 法人の登記事項証明書（個人の場合にあっては、運転免許証その他公的機関が発行した証明書）
- 4 農家レストランの位置図及び付近の見取図、平面図、立面図、排水系統図等
- 5 農家レストラン計画地の登記事項証明書及び公図の写し
- 6 土地所有者等使用同意書（別紙2）、隣接土地所有者同意書（別紙3）
- 7 水質検査結果書（水道水以外の水を使用する場合）
- 8 提供予定メニュー
- 9 建築確認申請の完了検査済証の写し
- 10 その他（ ）

農家レストラン事業計画変更認定書

第 号
年 月 日

様

袋井市長

年 月 日付けで変更申請のあった次のレストランについて、袋井市農家
レストラン設置認定要綱第6条第2項の規定により、変更を認定します。

レストラン名称			
所在地	袋井市		
事業区域面積	m ²	レストラン敷地面積	m ²
駐車場台数	大型 台、乗用車 台		
営業時間	午前 時から 午後 時まで		
変更内容			
認定の条件	・関係法令を遵守すること。		

農家レストラン実績報告書

袋井市長

(認定者)

住 所

氏 名

(法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

担当者名

電話番号

袋井市農家レストラン設置認定要綱第9条の規定により、実績を報告します。

- 1 報告対象期間 年1月1日～ 年12月31日
- 2 年間実績（使用した農産物）

(1) 自己の生産する農畜産物等又はその加工品

	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
主 た る 材 料		自己		
		自己		
		自己		
		自己		
		自己		
		自己		
合 計			①	②

(2) (1) 以外のもの (市内・市外で生産又は加工されたもの)

主 た る 材 料	使用品目	仕入先	仕入量	仕入額
		市内・市外		
		市内・市外		
		市内・市外		
		市内・市外		
合 計			③	④

(3) 材料使用割合

自己の生産する農畜産物等又はその加工品の使用割合 (量) $(① / (① + ③)) \times 100$	⑤	%
自己の生産する農畜産物等又はその加工品の使用割合 (金額) $(② / (② + ④)) \times 100$	⑥	%

(注) 上記の量 (5) 又は金額 (6) が50%以上となること。

3 添付資料 提供したメニュー

農家レストラン廃業届

袋井市長

（認定者）

住 所

氏 名

（法人の場合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

担当者名

電話番号

次のとおり農家レストランを廃業しましたので、袋井市農家レストラン設置認定要綱第11条の規定により届け出ます。

レストラン名称	
所 在 地	袋井市
廃業年月日	年 月 日
廃業の理由	